

# 公的制度の基準額・閾値の点検結果

(令和8年度概算要求・税制改正要望時点)

2025年9月30日  
内閣府

# 基準額・閾値の点検について

## 点検の趣旨・目的

- 物価上昇が継続する中で、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。このため、令和8年度概算要求・税制改正要望時点における、
  - － 基準額・閾値の見直し状況（長年据え置かれていないか、概算要求で見直したか等）
  - － 改定ルールの設定状況等について、省庁横断的な点検を実施するもの。

## 予算に関する点検

- 補助金等のうち、法律等に規定され、事業が安定的・継続的に実施される法律補助事業について、網羅的に点検作業を実施。
- 加えて、予算補助事業のうち、10年以上継続的に実施している事業について、追加的に点検作業を実施。

## 税制に関する点検

- 税制において、長年据え置かれたままの基準額や閾値について、令和8年度税制改正における要望の要否等を点検。

# 予算に関する点検

# 予算(法律補助事業)の点検結果

- 法律等に規定され事業が安定的・継続的に実施される法律補助事業（603事業）について省庁横断的・網羅的に確認。法律補助事業236事業において、309件の基準額・閾値が設定されており、その見直し状況を整理。
- 基準額・閾値の約9割（89.6%、277件）は過去10年以内に見直しを実施済。過去10年以上据え置かれている32件の基準額・閾値のうち、令和8年度に13件見直し予定。

## 基準額・閾値（309件）の見直し状況

| 過去の見直し状況        |                 | 令和8年度要求 |                 |
|-----------------|-----------------|---------|-----------------|
| 過去10年以内に見直している  | 277件<br>(89.6%) | 見直しあり   | 207件<br>(67.0%) |
|                 |                 | 見直しなし   | 70件<br>(22.7%)  |
| 過去10年以上据え置かれている | 32件<br>(10.4%)  | 見直しあり   | 13件<br>(4.2%)   |
|                 |                 | 見直しなし   | 19件<br>(6.1%)   |

# 令和8年度要求において基準額・閾値を見直し予定の事業

## (基準額・閾値が過去10年以上据え置かれており、見直し予定の事業13件)

| 省庁名    | 事業の名称                             | 制度概要、基準額・閾値                                                | 据置年数 |
|--------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|------|
| こども家庭庁 | 結核児童日用品費負担金                       | 都道府県等が、結核にかかっている児童に対し、学習、療養生活に必要な物品の支給を行う費用に対する負担金         | 10年  |
| こども家庭庁 | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援） | 市町村が、保育所等や地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者への巡回支援等を行うために必要な費用への補助    | 10年  |
| 総務省    | 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援        | 地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信対策を行う場合の補助               | 18年  |
| 総務省    | 民放ラジオ難聴解消支援事業                     | ラジオの難聴解消のための中継局整備を行う場合の補助                                  | 11年  |
| 法務省    | 更生保護委託費                           | 更生保護法人等に保護観察対象者等の補導援護等を委託した場合に支払う委託費                       | 42年  |
| 厚生労働省  | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（子どもの学習・生活支援事業） | 生活困窮世帯の子どもを対象に学習・生活支援を実施する地方公共団体への補助                       | 10年  |
| 厚生労働省  | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（被保護者就労準備支援事業）  | 生活保護の被保護者の就労準備支援を行う地方公共団体への補助                              | 10年  |
| 厚生労働省  | 医療施設運営費等補助金（へき地巡回診療車）             | へき地において巡回診療車で実施する巡回診療に対して、その運営に要する経費を補助                    | 13年  |
| 厚生労働省  | 医療施設運営費等補助金（へき地歯科巡回診療車）           | へき地において歯科巡回診療車で実施する巡回診療に対して、その運営に要する経費を補助                  | 12年  |
| 厚生労働省  | 結核療養諸費補助金                         | 沖縄県知事が同県の結核患者に県外の指定医療機関への入所を命じた場合に要する渡航費、日用品等について補助        | 19年  |
| 厚生労働省  | 原爆被爆者相談事業                         | 広島・長崎両県市が行う原爆被爆者の健康指導及び医療、福祉等に関する各種相談事業に必要な経費の補助           | 11年  |
| 厚生労働省  | 疾病予防対策事業費等補助金（がん診療連携拠点病院機能強化事業）   | がん診療連携拠点病院等が行う、専門医等の育成、普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、相談支援等の事業に要する経費の補助 | 13年  |
| 国土交通省  | 交通遺児育成給付金支給事業                     | 自動車事故等による交通遺児に対する給付金                                       | 45年  |

# 令和8年度要求において基準額・閾値の見直し予定がない事業例

(基準額・閾値が過去10年以上据え置かれており、見直し予定がない事業19件)

関連データ等をもとに検討した結果、令和8年度は見直さないこととした一方、今後も一定の改定ルールの下で基準額・閾値の見直しを検討するもの(15件)

| 省庁名   | 事業の名称                              | 理由                                                                     | 据置年数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|
| 経済産業省 | 伝統的工芸品産業支援補助金                      | ほぼ全ての申請団体において、補助額が上限に達していないため。今後も毎年申請状況等を踏まえて見直しを検討予定。                 | 12年  |
| 厚生労働省 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（都道府県による市町村支援事業） | 事業実績や申請状況を踏まえると、ほぼ全ての申請自治体において、現行基準額に達していないため。今後も毎年申請状況等を踏まえて見直しを検討予定。 | 10年  |

## 補助の下限額であるもの(2件)

| 省庁名   | 事業の名称            | 理由                       | 据置年数 |
|-------|------------------|--------------------------|------|
| 文部科学省 | 公立社会教育施設災害復旧費補助金 | 国庫補助の下限額であることから、見直していない。 | 41年  |
| 文部科学省 | 私立学校建物其他災害復旧費補助金 | 国庫補助の下限額であることから、見直していない。 | 41年  |

## その他、令和8年度の見直し予定に含まれないもの(2件)

| 省庁名   | 事業の名称            | 理由                               | 据置年数 |
|-------|------------------|----------------------------------|------|
| 総務省   | 政党交付金            | 各党各会派において議論いただくべきものであるため。        | 31年  |
| 厚生労働省 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金 | 訴訟等の経緯を踏まえた和解金としての性質を有するものであるため。 | 15年  |

# 基準額・閾値の改定ルールについて

## 改定ルールの設定状況

|         | 従来<br>(点検前の状況)  | 現在<br>(点検後の状況)  |
|---------|-----------------|-----------------|
| 改定ルールあり | 265件<br>(85.8%) | 299件<br>(96.8%) |
| 改定ルールなし | 44件<br>(14.2%)  | 10件<br>(3.2%)   |

+34件  
(+11.0%)

### 改定ルールの内訳

基準額・閾値の算出手法、参照データ、見直し時期をルール化

154件

基準額・閾値の見直しに活用する参照データ、見直し時期をルール化

145件

### 改定ルールを設けない理由

訴訟等の過去の経緯を踏まえて設定されているもの（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、建設石綿給付金等）

5件

国庫補助の下限額に関するものであることから、ルール化していない

2件

いわゆる高校無償化については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算編成過程において検討するもの（高等学校等就学支援金交付金、事務費交付金）

2件

各党各会派において議論いただくべきもの（政党交付金）

1件

# 予算補助事業における基準額・閾値の状況

- 予算補助事業（法律補助事業以外の事業）のうち、継続的に10年以上実施している309事業を対象に、省庁横断的・網羅的に確認。111事業143件の基準額・閾値が設定されており、その見直し状況を整理。

## 基準額・閾値（143件）の見直し状況

| 過去の見直し状況        |                 | 令和8年度要求 |             |
|-----------------|-----------------|---------|-------------|
| 過去10年以内に見直している  | 112件<br>(78.3%) | 見直しあり   | 74件 (51.7%) |
|                 |                 | 見直しなし   | 38件 (26.6%) |
| 過去10年以上据え置かれている | 31件<br>(21.7%)  | 見直しあり   | 5件 (3.5%)   |
|                 |                 | 見直しなし   | 26件 (18.2%) |



|                                                                                                                                             |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 補助の申請実績等の関連データ等をもとに検討した結果、令和8年度要求では見直さないこととした一方、今後も予算要求時等において基準額・閾値の見直しを検討するもの                                                              | 24件<br>(16.8%) |
| 物価動向に連動して基準額・閾値を一律には見直さないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の経緯を踏まえて設定されているもの（福島特定原子力施設地域振興交付金）</li> <li>国庫補助の下限額に関するもの</li> </ul> | 2件<br>(1.4%)   |



# 令和8年度要求において基準額・閾値を見直し予定の事業

(基準額・閾値が過去10年以上据え置かれており、見直し予定の事業5件)

| 省庁名   | 事業の名称                                     | 制度概要、基準額・閾値                                             | 据置年数 |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------|
| 厚生労働省 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>(医療扶助等適正実施総合事業)     | 地方自治体が地域の実情に応じて医療扶助の適正実施に向けた取組を効果的に実施するための補助            | 11年  |
| 国土交通省 | 住宅市街地総合整備促進事業費補助<br>(密集市街地整備型)            | 密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進するための住宅市街地の再生・整備に関する補助  | 22年  |
| 国土交通省 | 住宅市街地総合整備促進事業費補助<br>(密集市街地総合防災事業)         | 高齢化の著しい密集市街地において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅など、総合的な環境整備に対する補助 | 11年  |
| 国土交通省 | 住宅市街地総合整備促進事業費補助<br>(特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業) | 既存ストックの有効活用等を図るため、都市再生機構が行う耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修等に対しての補助  | 16年  |
| 国土交通省 | 公的賃貸住宅家賃対策補助<br>(地域優良賃貸住宅等の家賃の減額に係る補助)    | 地域優良賃貸住宅等に係る家賃の減額について、その経費の一部を補助                        | 19年  |

# 税制に関する点検

# 国税に関する基準額・閾値の点検結果（税制改正要望時点）

- 税制（国税）については、点検の趣旨を踏まえ、「長年据え置かれたままの基準額や閾値」として、適用期限がなく、かつ、過去10年以内に見直しを行っていない基準額等がある273件の措置のうち、以下138件を除いた**135件を中心に、令和8年度税制改正における要望の要否等を点検。**
  - ✓ 手続き規定（課税基準や税額の計算に直接用いられないもの）【計39件】：法定調書の提出基準等
  - ✓ 基準額を引き上げることが、国民の負担軽減にはつながらないもの【計99件】：罰金、医療費控除の対象となる最低支出額等
- ※ 適用期限がある措置（78件）、適用期限がないが過去10年以内に見直しを行った措置（90件）についても、網羅的に点検。
- 点検を踏まえ、**37件の措置について、税制改正プロセスにおいて、見直しの検討対象となり得る。**  
（与党税調における議論を経て決定）

## 【各省から見直しの要望があったもの】（9件）

- **食事支給**に係る所得税非課税限度額（経産省）
- 中小企業者等の**少額減価償却資産**の取得価額の損金算入の特例の基準額（経産省）
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等における建築費単価基準（対象となる住宅に係る単価の上限額）等（6件）（国交省）
- 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税要件（差額ベッド代の上限額）（農水省）

## 【その他見直しの検討対象となり得るもの】（28件）

- **マイカー通勤**に係る通勤手当の所得税非課税限度額
- **各種所得の課税の在り方等**（令和7年度税制改正法附則に基づく**所得税の抜本的な改革の一環**で整理）（25件）
- **深夜勤務の夜食代**に係る所得税非課税限度額
- 給与の差押禁止金額

※ 今回の点検対象の中心とした135件のうち、見直しの検討対象外としたものは、例えば、端数計算規定、資本金基準、同族会社の留保金課税（税率区分の基準額）等、適正な課税の確保や納税者間の税負担のバランス等の観点を踏まえて設定されており、物価動向によってのみ見直しを行うことには馴染まないもの。

※ 改定ルールは、（税負担の軽減に資するものでないもの、物価動向によってのみ見直しを行うことには馴染まないものを除き）基本的に、期限付きの措置は期限到来時に、期限の定めのない措置は毎年度の税制改正等の際必要な対応を検討するものと設定。

# 地方税に関する基準額・閾値の点検結果(税制改正要望時点)

- 税制（地方税）については、点検の趣旨を踏まえ、「長年据え置かれたままの基準額や閾値」として、適用期限がなく、かつ、過去10年以内に見直しを行っていない基準額等がある294件の措置のうち、以下217件を除いた**77件を中心に、令和8年度税制改正における要望の要否等を点検。**
  - ✓ 手続き規定（課税基準や税額の計算に直接用いられないもの）【計8件】：法定調書の提出基準等
  - ✓ 基準額を引き上げることが、国民の負担軽減にはつながらないもの【計209件】：罰金、医療費控除の対象となる最低支出額等
- ※ 適用期限がある措置（29件）、適用期限がないが過去10年以内に見直しを行った措置（94件）についても、網羅的に点検。
- 点検を踏まえ、**27件の措置について、税制改正プロセスにおいて、見直しの検討対象となり得る。**  
（与党税調における議論を経て決定）

## 【各省から見直しの要望があったもの】（6件・国並び）

- ・ 食事支給に係る所得税非課税限度額（経産省）
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の基準額（経産省）
- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等における建築費単価基準（対象となる住宅に係る単価の上限額）（3件）  
（国交省）
- ・ 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税要件（差額ベッド代の上限額）（農水省）

## 【その他見直しの検討対象となり得るもの】（21件）

- ・ 各種所得の課税の在り方等（令和7年度税制改正法（国税）附則に基づく所得税の抜本的な改革の一環での整理を踏まえて検討）（17件）
- ・ 非課税基準（不動産取得税、固定資産税、自動車税、軽自動車税）

※今回の点検対象の中心とした77件のうち、見直しの検討対象外としたものは、例えば、端数計算規定、資本金基準等、適正な課税の確保や納税者間の税負担のバランス等の観点から踏まえて設定されており、物価動向によってのみ見直しを行うことには馴染まないもの。

※改定ルールは、（税負担の軽減に資するものでないもの、物価動向によってのみ見直しを行うことには馴染まないものを除き）基本的に、期限付きの措置は期限到来時に、期限の定めのない措置は毎年度の税制改正等の際に必要な対応を検討するものと設定。